

受験票への試験情報の書き込みに対する処分について

(一社) 日本非破壊検査協会 認証事業本部

2016年春期試験において、受験票への試験情報の書き込みが行われる不正行為がありました。

試験情報を書き込んだ受験票の持ち帰りは、これから試験を受験する者への試験情報流出となり、試験・認証制度の公平性を損なう悪質な行為となります。

本件については、明らかとなった事実に基づき2016年8月22日の認証運営委員会でこの不正行為を行った者に対する審決が確定しました。

2016年8月24日付の審決通知書(本文)を次に示します。

1. 審決主文

- (1) 2016年春期試験を無効とする。
- (2) 受験資格を審決日から1年間停止する。
- (3) 再度の違反があれば、当協会が認証した非破壊試験技術者としての全ての資格を取消す。
- (4) 当協会が実施する資格試験及び認証に関する各種証明書の証明者としての資格を審決日から1年間停止する。
- (5) 違反事実及び内容を匿名にて公表する。

2. 審決理由

受験票に試験情報を書き込んだ行為は不正行為であり、「非破壊試験に関わる者の倫理規程」の「5. 不正行為の禁止」の遵守違反に該当する。